

第百九十八号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇の日数は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

第十九条の見出し中「臨時職員等」を「非常勤職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項第三号の二中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

(提案理由)

臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。